

令和5年度 第1回 千葉県特別支援教育研究推進会議 議事録（要旨）

- 1 日 時 令和5年7月12日（水）午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場 所 千葉県教育会館 604会議室
- 3 議 題 第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の進捗状況について
第3次千葉県特別支援教育推進基本計画の重点項目の具体的な内容について
- 4 配付資料 会議次第 千葉県特別支援教育研究推進会議設置要綱
千葉県特別支援教育研究推進会議の公開に関する取扱い
千葉県特別支援教育推進会議傍聴要項 委員名簿 座席表
第3次千葉県特別支援教育推進基本計画及び第3次特別支援学校整備計画（冊子）
- 5 出席者 委員12名、事務局5名
- 6 傍聴者 3名
- 7 議 事

事務局

本会議は、本県の特別支援教育推進において、緊急を要する課題及び中・長期的な課題について、具体的な研究を行う会議と位置づけている。本年度は、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」の重点項目における具体的な内容について研究していく。「県立特別支援学校整備計画」については、施設整備の計画であることから、協議題とはせず報告事項とする。

研究推進会議は、本県の特別支援教育推進に必要な研究を行うため、委員からの意見聴取又は委員による意見交換の場となる。本日は、各委員から、特別支援教育の推進に向けて、それぞれの立場から様々な御意見をいただきたい。

計画の期間及び点検・評価について、令和4年度から令和13年度までの10年間を「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」の計画期間とした上で、令和4年度から令和8年度までの5年間を「前期計画」、令和9年度から令和13年度までの5年間を「後期計画」と位置づけている。「前期計画」が終了する年度に中間評価を行い、その時点での課題や今後の方向性等を「後期計画」に反映していく。また、年度毎に、「具体的な取組」の進捗状況及び「目標値」の達成状況について、県関係部局、関係課と連携し、進捗状況を確認していく。

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」については、取組ごとに目標値を示して、取組の成果と方向性を確認していくこととする。取組の成果は、「相談件数」や、「研修会の回数」など、なるべく具体的に、推進の状況が把握できるような内容とする。

本日の会議では、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」の進捗状況の報告、また、「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」の重点項目における具体的な取組内容について協議していく。

委員

「第3次千葉県特別支援教育推進基本計画」の進捗状況について、事務局から報告をお願いする。取組1～5の報告毎に、委員から意見をいただくこととする。

事務局

取組1「障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実」について、冊子22ページとなる。取組は八つの施策、九つの具体的な目標値が設定されている。

「ICTを利活用した交流及び共同学習の推進」については学習指導課から、児童生徒に1人1台配付された端末を活用し、時間や場所に制約されることなく交流及び共同学習が実施できるように引き続き推進を図っていくこと、ウェブ会議システムなどを活用しての交流も広がってきているとの報告を受けている。

「パラスポーツや文化芸術活動を通じた交流及び共同学習の充実」について、小・中学校等とパラスポーツを通じた交流及び共同学習を実施した割合は令和2年度の実績が15%、令和4年度は特別支援学校14校で実施されており、38%となっている。令和8年度目標が30%で目標値を越えていることから、目標値の変更を検討していきたい。また、特別支援学校がパラスポーツの拠点となって、地域の小中学校の要請に応じて出前授業も行っており、パラスポーツを通じた交流が進んできている。

「相談支援に関わる機関の連携強化」について、子どもと親のサポートセンター教育相談部、子どもと親のサポートセンター支援事業部、総合教育センター特別支援教育部の「三部連携会議」を実施し情報共有しながら、相互連携の上相談を行っている。教育相談研修の実施回数については、令和4年度に2回実施し、定員以上の申し込みがあり、満足度の高い研修となっている。令和5年度には3事業を実施予定、令和8年度の目標は4回となっているが、今後の状況を見ながら回数を検討していきたいとの報告があった。

「幼稚園教職員の専門性向上に向けた研修会への参加促進」について、総務部学事課、健康福祉部子育て支援課、総合教育センターと連携し、幼稚園、保育園等の受入枠を拡大して研修会を計画している。私立幼稚園についても関係課と連携しながら対応を検討していきたい。

「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用促進」について、これまで受けてきた指導や支援の内容、合理的配慮の提供状況などを確実に引き継ぎ、各学校において個々の障害に配慮した適切な指導及び必要な支援の実施につなげていくということが目標となる。特別支援学級在籍及び通級による指導を受けている児童生徒の個別の教育支援計画の作成率はほぼ100%。教育支援計画の活用率は令和4年度の実績で70.9%、個別の指導計画については、73.2%となっている。なお、特別支援学級での個別の教育支援計画の活用率は87%、通級による指導での個別の教育支援計画の活用率は78%、これ以外となると、個別の教育支援計画の作成率62%、個別の教育支援計画の活用約48%となっている。令和8年度の目標値が90%となっているため、今後活用推進のため文書や資料を発出予定である。

「ハローワークや障害者就業・生活支援センター等との連携推進」について、各学校において就労支援コーディネーターが企業やハローワークと連携している。産業人材課からは、障害者就業・生活支援センターが労働局及び健康福祉部からの受託により障害者の就業面及び生活面の一体的な支援を実施しているとの報告があった。

「教員及び医療的ケア看護職員の専門性の維持・向上」及び「医療的ケア児の理解促進及び医療的ケア実施体制の構築」について、障害者福祉事業課から、医療的ケア児とその家族等の支援のため、令和4年度、千葉県医療的ケア児等支援センター「ぽらりす」を千葉市内に設置し、様々な相談にワンストップで対応してきたこと、令和5年度から新たに看護師を配置し、より専門的な相談にも対応できるよう体制強化を図っているとの報告が

あった。県教委においても「ぼらりす」に協力を依頼し看護師向け研修を実施する予定である。

委員

「ぼらりす」での相談件数は徐々に増加してきている。

研修については、訪問看護師等多くのニーズがあるが、全ての研修が実施できているわけではない。

パラスポーツのよいところは、障害のある人もない人も、どちらも楽しめることである。学年の低いうちから交流が実施されることで障害の理解につながる。更に推進できるとよい。

委員

交流を実施し、障害を知ってもらうことが大切である。

交流及び共同学習はどの程度の頻度で実施しているのか。また、どの競技が多く実施されているのか聞きたい。

事務局

交流及び共同学習では、居住地校交流、学校間交流が実施されており、多くが同学年での交流となる。競技では各特別支援学校にボッチャの用具を整備したことで、「ボッチャ」での交流が多い。コロナ禍においては、ICTを活用した「オンラインボッチャ」が積極的に実施されていた。

委員

交流の方法は学校種や学科によってもだいぶ違う。職業体験、音楽交流、地域の自治会と連携したイベント等を行っている学校もある。

委員

特別支援学級から高校に進学する割合が50%、特別支援学校高等部に進学する割合が50%となっている。個別の教育支援計画等の活用率調査について、中学校の特別支援学級から進学するときは調査の対象となっているのか。また、幼稚園から小学校に入学する際の状況はどうか。

事務局

高校に進学する際の活用率が4割程度となっており、極端に低い状況である。幼稚園から小学校に入学する際の活用率については、特別支援学級の場合は8割程度、通常の学級の場合は5割程度となっている。

委員

「高等学校における特別支援教育の充実」に関して、通常の学級に在籍する障害のある者の就労支援についてであるが、昨年度、君津青葉高校において就労支援アドバイザー事業を活用して、障害のある、もしくは疑われる生徒の就労支援について、講話をした。また、年4回実施している南房総地区ネットワーク会議では、袖ヶ浦高校、君津青葉高校の

教員の参加があった。今後も課題を共有し、意見交換をしながら取り組んでいきたい。通級による指導などを担当している教員の一部において、意識が高まってきていることを感じる。

就労支援の面では、学校と障害者就業・生活支援センターとで良い連携ができています。

事務局

取組2「特別支援学校の整備と機能の充実」について、冊子40ページとなる。取組は四つの施策、三つの具体的な目標値が設定されている。

「特別支援学校の計画的な整備」については、第3次県立特別支援学校整備計画に基づき進めているところである。具体的な説明については、報告事項において実施する。

「特別支援学校における教育機能の充実」について、各障害種における専門性や支援体制の維持・向上につながるよう、新しい障害種に対応するための研修を積極的に実施している。

「特別支援学校における支援機能の充実」について、地域の小・中学校に在籍する弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱の児童生徒に対して、必要に応じて通級による指導を実施している。令和4年度調査においては、特別支援学校17校で実施している。小学校で121名、中学校で76名に対して指導している。難聴・言語障害、肢体不自由の児童生徒が多い。また、巡回指導や地域内学校へのサテライト教室設置（19教室）も実施している。

「県立特別支援学校教職員が福祉、保健医療、労働等の関係機関等との連絡・調整会議に参加した回数」が令和2年度実績で1,495回だったものが令和4年度には1,947回となり、年々増加している状況である。今後も地域の学校や関係機関と連携して、専門性を生かしたセンター的機能の充実を推進していくと報告があった。

「県立特別支援学校教職員が、特別支援教育の理解啓発のために地域に働きかけた研修会等の回数」が令和2年実績が289回、令和4年度が284回となっており、ほぼ変化はない。夏季休業中にはそれぞれの特別支援学校で研修を実施しており、小・中学校の教員も参加している。

「県立学校におけるコミュニティ・スクール校数」については、令和2年度実績で2校であったが、令和4年度は10校、令和9年度までに全ての学校において導入をすることとなっており、今後は地域との連携を活かした学校運営体制が進んでいくことになる。

「病院に入院している児童生徒の学習保障」について、病气療養中の児童生徒に係るオンデマンド型の授業を実施できるようになったことを周知している。

委員

「障害特性に配慮した施設設備の整備」について、職員の配置も含まれてくる。発達障害でもASD、ADHD、LD等は良く知っていると思うが、運動の部分での偏った障害のある発達性協調運動障害（DCD）という発達障害もある。相談については、LDが1パーセント、DCDの相談はほとんどないが配慮が必要となるもの。今後は情報を集め施策に反映していきたい。

先日、学校教員向けの研修に参加した。特別支援教育の校内支援体制について十分に整っているかと尋ねたところ、十分な配慮がなされていると回答した教員が0人。数が増えたら支援がいき届くかというわけではないが、教員の配置数について教えてもらいたい。

支援は個別に対応すべきものであるため、個別の指導計画等の活用率については100%達成に向けて、早急に取り組む必要がある。

事務局

教員の配置については、特別支援学級では児童生徒8人に対して1人。特別支援学校では小・中学部で児童生徒6人、高等部生徒で8人に1人の配置となる。支援の手が足りないという声もあるかもしれないが、必要な場合には特別支援教育支援員の配置も実施しており、学校の要望に応じて対応している。

委員

文科省の調査では特別支援学校に通う児童生徒が35万人、通級による指導を受けている児童生徒が18万人とあったが、千葉県においてもそれに対応した教員が配置されているという認識でよいか。

事務局

千葉県においても通級による指導等、年々増加しており、国の定数化等に応じた数の教員を配置している。

委員

「病院に入院している児童生徒の学習保障」に関連して伺いたい。福祉型障害児入所施設を運営しているが、児童相談所から一時保護委託で障害のある児童生徒を預かることがある。一時保護といっても長ければ半年から1年、福祉施設を利用せざるを得ない状況。小中学校は義務教育であるため、児童相談所に学校に通えるように働きかけているが、思うように進まない。最近になって一時保護であっても、特別支援学校に籍がある場合には、通学できるようになったところ。このような児童生徒に対する学習の保障について、どう考えているか。また、どの程度実態を把握しているのか。

事務局

このような事例があることについて把握している。通学については状況を見極めながら行っているところ。学習保障について今後も考えていきたい。

事務局

取組3「ICTの利活用による教育の質の向上」について、冊子49ページとなる。取組は三つの施策、二つの具体的な目標値が設定されている。

ICTの環境整備について、令和3年度、高等部にタブレット端末を2,209台整備した。これは高等部生徒の約8割となる。令和4年度は小中学部にタブレット端末を小中学部児童生徒全員分となる約2,500台整備した。今年度は、全ての普通学級でインターネットの接続ができるよう、Wi-Fi環境の整備を進めている。その他、学校からの要望に応じて、視線入力装置等や支援機器などの整備を進めてきた。

「教職員のICT活用指導力の向上」について、ICTを活用して指導できる教員の割合が、令和2年度に73.7%、令和3年度が71.7%。令和8年度には90%、令和13年度には100%を目指している。県教育委員会として、研修の実施やICT活用例

の紹介等を行うことで、活用指導力が向上するよう推進している。

「教職員のICT活用指導力の向上」については、学習指導課から、総合教育センターの研修に加え、令和4年度からGIGAスクール運営支援センター業務でオンラインによる研修を全4回実施したこと、今年度は同事業で各県立学校に各2回の出張ヘルプデスクを派遣し、校内研修等の実施を進めるとの報告があった。

「ICT活用指導力の向上を図るための研修・講座の受講促進」については、総合教育センターから、今年度から全ての校種の初任者研修において、ICT研修の事前にeラーニング研修を設定したこと、動画視聴後には総合教育センターで講話・演習・実技を行うことで学力の向上や授業での効果的な機器の活用について研修を行うこと等の報告があった。

総合教育センター特別支援教育部においては、「特別支援教育におけるICTを活用した教材・授業づくり研修」、「病気療養の子のICTを活用した遠隔教育研修」を実施し、職員のICT活用指導力の向上に努めているとの報告がされた。

「校務の効率化」について、令和6年度から校務支援システムを導入していく予定である。

「ICTを活用した関係機関とのネットワーク」について、ケース会議や授業研究会等、オンラインでつながる取組について、各学校で取り組んでいるところである。

委員

チャットGPTやAIの活用について、県ではどのように対応するのか方向性は出ているのか。

事務局

文部科学省からは出されているが、県としての方向性は今後のこととなる。

事務局

取組4「卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実」について、冊子56ページとなる。取組は五つの施策、二つの具体的な目標値が設定されている。

産業人材課から、障害者の就労促進を図るため、各種事業においてハローワークや障害福祉サービス事業所等の地域の支援機関と連携し、特別支援学校の生徒の就職に向けた支援を行っているとの報告があった。

令和4年度の卒業生は1,007名おり、就職率は例年並みで35.4%であった。元々就職を希望する生徒の就職率については94.7%。例年並みであるが、高い数値を維持できており、関係機関との連携もその要因となっている。

就職者の1年後の就労定着率は、令和2年度は91.6%、令和4年度は91.2%となっている。令和8年度及び令和13年度に向けて増加を目指すこととしている。

障害者も参加できる講座が実施されている公民館の割合について、令和2年度の実績が22.7%、令和4年度が32.6%となっている。令和8年度には43.2%、令和13年度には60.4%を目標値として、大きな増加を目指しているところ。

生涯学習課から「社会教育施設における学びの場と機会の充実」について、年間5市町村の公民館等において、障害の有無にかかわらず学ぶことができる生涯学習講座の開講を支援している。卒業後についても、学ぶことの機会が増えている状況であることについて

報告があった。また、「卒業後に地域で交流を進めるための相談窓口の整備」、「卒業後に豊かな生活を送るための読書バリアフリー推進」等も実施している。

「障害に対する理解の普及啓発」について、地域の方々と障害のある人の交流促進、メールマガジンによる理解啓発、スポーツ文化芸術活動等、他課とも連携しながら取組を推進していく。

委員

特別支援学校の卒業生の就労の割合について、90%という調査の対象は障害の程度が比較的軽度の生徒か。また、就労についてはどのような形態での雇用となっているか。

事務局

比較的軽度の生徒が就職を目指している状況。就労については一般企業での障害者枠での雇用、特例子会社への就労、福祉就労等がある。なお、この数値には就労継続A型等の福祉就労は入っていない。

委員

障害者の雇用率については、現在2.3%、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%となる。雇用率の引き上げに伴い、就職する生徒は増加するだろう。今後は定着率を重視していく必要がある。

委員

厚生労働省の統計によると、3年後の大卒の離職率が30%程度である。以前、流山高等学園では、3年後の離職率が20%であり、他の特別支援学校と比較して高めであった。他の特別支援学校ではどんな工夫をしてきたか。

委員

10年前に千葉県教育委員会が就労支援ネットワークを構築したことで、特別支援学校同士、関係機関との連携等、軌道に乗ってきており、取り巻く状況が変わってきている。「顔が見える関係」を築けている。また、今の進路指導は、離職を防ぐためにもこの生徒が希望する進路に近づけるためにどうするか、本当にやりたい仕事に就くにはどうすればよいか、という視点が変わってきている。企業についても、その生徒に合う仕事を与えたいから、学校で取り組んでいることを知りたい、という声が聞こえるようになってきている。

委員

軽度の方の就職もあるが、中度の方も結構就職している。就職後、うまくやっていたが、上司が代わることで、うまくいかなくなることがある。定着率は卒業後、何年間確認しているのか。

事務局

卒業後3年間、障害者就業・生活支援センターと特別支援学校で連携し、アフターケアを行っている。

委員

障害者就業・生活支援センターにおいても、卒業後3年間以降の定着率は確認していない。先ほど、定着率が大切であると言ったが、現在は更により環境で働くための、ステップアップのために転職する人も出てきている。昔は、働ける場所が少なく、一度就労したらそこで頑張れるよう支援をしてきた。今は、もっと力を発揮できる場所があれば、積極的な転職支援も行っている。一方で、本当は働きたいが、働けない状況は避けなければいけない。

事務局

取組5「特別支援教育に関する教員の専門性の向上」について、冊子61ページとなる。取組は五つの施策、11の具体的な目標値が設定されている。

「特別支援学校の教員に対する免許状取得に向けた取組」及び「小・中学校及び高等学校の教員に対する免許状取得に向けた取組」について、特別支援学級や通級による指導を担当している教員を対象とした免許法認定講習など特別支援学校教諭免許状取得に向けた取り組みを推進していく。特別支援学校における免許保有率は、令和4年度実績として、全国平均87.2%に対して、千葉県は93.7%。今年度は認定講習の枠を多くしていくと聞いている。特別支援学級における免許保有率は全国平均31.1%に対して千葉県は39.9%。

「特別支援学校における教職を目指す学生の積極的な受入」について、たまごプロジェクト、フレッシュサポート事業等において学生ボランティアを配置している。

研修については、オンラインによる研修が増加することで、研修に参加しやすくなったとの声が出ている。

特別支援教育マイスター認定制度、(仮称)エリアコーディネーターの指名、(仮称)中核特別支援教育指導教員の指名については、後半の部で説明する。

委員

小・中学校における特別支援教育に係る人材育成は大きな課題。特別支援学級を担当している教員の中には孤立し、モチベーションが低下している人もいるが、モチベーションを上げて人材育成をしていく必要がある。地域の校長会が主体となって土日に研修会を開催したり、近隣の市町村教育委員会が集まって人材育成について協議したりする等、底上げを図っている。

人事交流については、特別支援学校の教員が小・中学校の人事交流で学んだ各教科等の指導について、特別支援学校で生かすという視点も入れてもらいたい。

小学校では多くの児童が私立幼稚園から入学してくる。この会にも私立幼稚園代表も参加できるとよい。研修会等には、私立幼稚園の先生たちも参加できるとよい。

特別支援学校教諭免許状の保有率について、特別支援学級や通級指導教室の担当になった場合には、専門性を持ちたい、取得したいと努力する職員が多い。

委員

特別支援教育採用枠について、採用後は特別支援学校での勤務経験を踏まえ、その後、小・中学校、高等学校への異動を可能と変更したが、実績はどうか。現在勤務する中学校は特別支援学級が5学級あるが、免許を所有している教員は一人のみ。特別支援学校から

の異動希望で特別支援学級に配置された。専門性のある教員が異動してくると、変化が大きい。現状、多くが講師で、認定講習を受けている教員も一人のみ、というのが現実である。他の県は採用段階から特別支援学級枠を作り始めている。小中学校の特別支援学級枠を考えてもよい時期ではないのか。

実績として免許状保有率が約40%、令和13年度に60%に上昇させるには、相当考える必要がある。

(仮称) エリアコーディネーターについては、以前から注視している内容であり、期待している。

委員

幼稚園で園長をしているが、日々の保育活動が忙しい。特別支援教育に関する研修は夏に受けており、今後は情報交換会を予定している。義務教育前の子供たちの保護者の中には危機感が薄い状況がある。園では専門的知識を高めながら保護者との関係性を築くことを目指している。支援が必要な子供は親子関係がしっかりしていない場合は、親と子の信頼関係が構築できるようフォローしながら取り組んでいるところである。

事務局

特別支援教育採用枠で採用され、特別支援学級に異動した教員もいる。特別支援学校で学んだことを特別支援学級で生かすことができている。

委員

特別支援教育採用枠の中で学校種を選べるような制度があるとよい。希望した専門性のある職員が着任すると、通常学級の教師の意識が大きく変わり、学校の中で育てていく雰囲気ができる。

事務局

地域の核となる(仮称) エリアコーディネーターの指名について、これは、地域の連絡協議会の運営や各学校の特別支援教育コーディネーターの助言指導を行うことで地域における特別支援教育の充実を目指すもの。各学校の特別支援教育コーディネーターのまとめ役となる。これについて、先行して高等学校で取り組んでいければと考えている。県内の高校を地区ごとに分けネットワークを構築することで、特別支援教育を推進させていく。今後は地区を特定して、特別支援教育コーディネーター研修会を先行事例として取り組み、7年度に周知、8年度には他の地区でも活動を広げられればと思っている。

(仮称) 中核特別支援教育指導教員の指名について、特別支援学級担任や通級による指導担当の知識理解を深めて指導力向上を図るもの。また、地域における特別支援教育の充実を図るということを目指している。この対象として通常の学級における特別支援教育への理解、指導力の優れた教員についても指名することで、知識や経験を校内、地域で共有する仕組みとしていきたい。また、経験年数にこだわらず指名していきたい。懸案事項としては、現在も実施している授業づくりコーディネーターとの役割の違いを明確にすることである。

「特別支援教育を推進している学校に対する表彰制度の創設」について、学校全体で特別支援教育を推進するため、管理職がリーダーシップを発揮しながら学校経営を充実させ

ることを目的として、学校を表彰するというもの。どのような基準で選定するかが課題。今考えているのが、国立特別支援教育総合研究所が作成したインクルーシブ教育システムの進捗を図る指標である『インクルCOMPASS』の周知をしている学校、積極的に学校ホームページ等で特別支援教育の推進について発信している学校、学校評価アンケートにおいて特別支援教育を推進していることが評価されている学校等を表彰対象とすることを考えている。令和7年度末に聞き取りを行い、令和8年度から表彰の開始を考えている。

委員

放課後等デイサービスで特別支援学校や特別支援学級等、7、8か所を巡回している。引き渡しの際に先生方と話すことで児童生徒の様子について、その日の様子を共有できている。ただ、先生にも色々いて、明らかにいつもと違う児童生徒について、その日の状況を聞いても「いつもどおり」と答える先生もいることから、現場では児童生徒の対応に困っている状況も感じられる。(仮称)エリアコーディネーターを中心に更に連携し、児童生徒の情報等、共有できていけるとよい。

委員

中学時に特別支援学級に在籍した生徒や、通級による指導を受けていた生徒が、高等学校の通常の学級の中に入ってくる際には、今までの指導がうまく伝わらないことがある。この点について(仮称)エリアコーディネーターが関わることで、改善できるのではないかと。

委員

(仮称)エリアコーディネーターについては、高等学校の場合、地域より学科を考慮した区分けも考えていく必要がある。また、小・中学校等の場合、(仮称)エリアコーディネーターは研修を中心に地域をまとめる役割や、新しくコーディネーターになった方への助言、相談を行っていく役割になると思われる。人数については、その地区の規模に合わせて設定していけばよいと思われる。(仮称)エリアコーディネーターに指名されれば、モチベーションも向上するであろう。

委員

(仮称)中核特別支援教育指導教員については、学級経営、教育相談、校内における特別支援教育の推進等の役割を重視できるとよい。役を与えモチベーションを向上させることで、次の人材育成につながっていく。

特別支援教育推進優良校表彰は、ぜひやってほしい。小・中学校は一人の教員の専門性に頼る部分があるが、担当の教員が異動しても専門性を引き継げるようになるとうい。『インクルCOMPASS』等を活用して、学校全体で特別支援教育に取り組んでいるような学校を評価できると良い。

委員

小中学校では特別支援学級の担任を対象とした研修会が盛んにおこなわれており、ここに(仮称)エリアコーディネーターが入ることで、より活性化するのではないかと。

(仮称) 中核特別支援教育指導教員について、どのような場面で、どのような役割があるのかを明確にできるとよい。

委員

福祉の世界では、フリーに動ける存在がコーディネーター。今までの学校のコーディネーターは、授業があるから動けないということもあった。(仮称) エリアコーディネーターは、困った時に動ける体制をつくってもらいたい。役割を与えられれば、見返りがあってしかるべき。名前だけのものにするのか、ここに対価を払うのか、そのような点も考えるべきである。

事務局

委員の皆様から貴重な意見を伺うことができた。頂戴した意見を踏まえ、今後の取組に活かしていきたい。